

愛知県医療療育総合センター学生等実習受入れ事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県医療療育総合センター（以下「総合センター」という。）における学生等の実習受入れ事務の適正化を図るために定める。

(実習の申請)

第2条 総合センターにおいて学生等の実習を希望する養成校等がある時は、総合センター総長（以下「総長」という。）は、養成校等の長に総合センター管理規程第9条に基づき実習許可申請書の提出を求めるとともに、次の内容を記載した養成校等の実習要領等の提出を求める。

(1) 実習の内容

(2) 実習期間中に次の事故が発生した場合の責任分担

ア 学生等（以下「実習生」という。）が、実習期間中に負傷し、又は疾病にかかった場合

イ 実習生の行為により総合センター職員及び施設に損害が生じた場合

ウ 実習生が実習期間中に第三者に損害等を与えた場合

(実習の許可)

第3条 総長は、提出された実習許可申請書等に基づいて調査・検討の上、許可する場合には、養成校の長あてに総合センター管理規程第9条に基づき実習許可書を交付する。交付後実習業務委託契約書を締結する。また不承諾の場合も別途通知をする。

2 総長は、承諾の通知をするにあたり、次の条件を付すほか、その他必要に応じて条件を付することができる。

(1) 実習生が実習期間中に負傷し、又は疾病にかかった場合は、養成校等の責任において対処（総合センターの責任に帰すべき原因により、負傷し、又は疾病にかかった場合を除く。）する。

(2) 実習生の行為により総合センター職員及び施設に損害等が生じた場合は、養成校等の責任において対処する。

(3) 実習生が実習期間中に第三者に損害等を与えた場合は、総合センターと養成校等が協議して対処する。

(4) 養成校等は、実習生に対して実習中に知った秘密を他人に漏らさないように措置を講ずるものとする。

(5) 実習に際して、実習生として相応しくない行為があった時は、当該実習生の実習の停止又は実習の許可の取消を行うことがある。

(6) 養成校等は、事前に総合センターと実習細目等について打合せをする。

(申請内容の変更)

第4条 養成校等は、実習の申請内容等に変更が生じた場合は、すみやかに総長に連絡、協議する。

(実習生の義務)

第5条 実習生は、愛知県医療療育総合センター学生等実習受入れ事務取扱要領を遵守しなければならない。

(1) 実習生は、関係職員の指示に従うものとし、独自の判断で行ってはならない。

(2) 実習生は、総合センターで知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(3) 実習生は、総合センターで政治的、又は宗教的その他特定の目的のための活動を行ってはならない。

(4) 伝染性疾病患者又はその疾患のおそれのある者は、実習生になることができない。

第6条 総長は、実習生が前条の責任義務に反し、又は総長の指示に従わない場合は、実習の中止を命じることができる。

(実習謝礼金の受入れ)

第7条 総長は、養成校等に対して実習謝礼金の支払いを求め、支払いの申出があった場合は、これを受入れることができる。

2 総長は、養成校等からの実習謝礼金の支払いの申出がない場合であっても、実習の受入れを行うことができる。

(実習謝礼金の金額)

第8条 実習謝礼金の金額は、原則として養成校等において提示された金額とする。

(納入手続)

第9条 実習謝礼金の支払いを行う養成校等は、実習終了後に総長あてに納入通知書の発行を依頼する。

2 総長は、養成校等からの納入通知書の発行依頼書に基づき速やかに歳入調定の手続きを行った上、納入通知書を養成校等に送付する。

3 実習謝礼金の受入れ手続きについては、愛知県財務規則の定めるところによる。

附則

この要領は、平成31年3月1日より施行する。